鹿島市周遊観光ツアー催行事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、観光客誘致による本市の活性化に寄与するため、募集型企画旅行（以下「ツアー」という。）を催行した旅行業者に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、鹿島市補助金交付規則（昭和４７年規則第９号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「旅行業者」とは、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の規定に基づく登録を受けている旅行会社等とする。

２　この要綱において「募集資料」とは、広告、パンフレット、ホームページ等を用い、ツアーへの参加者募集を行った資料をいう。

（補助要件及び対象経費）

第３条　次の要件を全て満たすツアーを対象とする。

⑴　ツアーの全部又は一部として鹿島市内を周遊する際に、バスを使用したツアーであり、１回当たりの催行予定人数が２０人以上であること。

⑵　別表１に掲げる酒蔵や飲食店、観光施設等への訪問をすべて取り入れたツアーで、市内での滞在時間が２時間以上であること。

⑶　募集資料には、鹿島市の観光地の写真を使用すること。

⑷　ツアー出発地は、鹿島市外であること。

⑸　事業計画書提出日から６カ月以内に催行されるツアーであり、かつ、毎年度、３月３１日までに催行したものであること。

⑹　鹿島市からの他の補助金の交付を受けていないこと。

（補助額及び補助限度額）

第４条　一つの旅行業者当たり別表２に掲げる金額を補助する。

（事業計画書の提出）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、原則として、補助事業実施の３０日前までに、鹿島市周遊観光ツアー催行事業計画書（様式第１号）を市に提出しなければならない。

２　計画書の提出にあたり留意する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合の軽微な変更であって、補助金額に変更を及ぼさない場合は、この限りでな

い。

⑵　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

⑶　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第６条　補助事業者は、補助事業実施後速やかに鹿島市周遊観光ツアー催行事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第２号）を市に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、毎年度、３月３１日までとする。ただし、補助金の交付決定額が予算額に達した場合は、この限りでない。

３　補助対象者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

⑴　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑶　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

⑷　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑸　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑹　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑺　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

４　補助事業者は、前項第２号から第７号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

５　補助事業者は、第１項の交付申請書兼実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでな

いものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の申請に係る書類の審査、補助対象経費の審査及び現地調査等により、申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

２　補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　規則及びこの要綱並びに関係法令等の規定に従うこと。

⑵　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

⑶　市長は、補助金の交付に際して、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

３　市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件とともにその額を確定し、鹿島市周遊観光ツアー催行事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、事業遂行状況報告書を作成し、提出しなければならない。

２　前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第５号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第９条　第６条に規定する補助金交付申請の取り下げをすることができる期間は、補助金交付決定の日から２０日間とする。

（補助金の支払い）

第１０条　補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、鹿島市周遊観光ツアー催行事業補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は前項の請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１１条　市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
⑷　規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、前条の取消しを決定した場合において、取消しに係る当該事業に関し、既に補助金が交付されているときは、返還すべき額及び返還期限を定め、鹿島市周遊観光ツアー催行事業補助金返還命令書（様式第７号）によりその返還を命ずることができる。

（証拠書類の保存）

第１３条　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年度分の補助金から適用する。